

## ○湖南衛生組合議会会議規則

昭和36年8月1日  
議会規則第1号

## (議員の参集)

第1条 議員は、会議当日の開会定刻前に、議場に参集しなければならない。

## (議席)

第2条 議員の議席は、議員が選挙された最初の議会において抽選により定める。

2 補欠議員の議席は、前任議員の議席とする。ただし、同一市の補欠議員が2人のときは、議長がこれを定める。

3 議席には番号をつける。

(平14議会規則1・平23議会規則1・一部改正)

## (会期)

第3条 会期は、議長が議会にはかつてこれを定める。会期の延長についても同様とする。

2 会期は、招集された日から起算する。

## (議会の開閉)

第4条 議会は、議長がこれを開閉し、議員にその旨を知らさなければならない。

## (会議時間)

第5条 会議時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、議長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

## (管理者への通知)

第6条 会期を定めたとき、または、会期を延長したときは、議長はただちにこれを管理者に通知しなければならない。

## (議案の提出)

第7条 議員が議案を提出しようとするときは、その案に理由を付し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署し、文書をもってこれを議長に提出しなければならない。

2 議長は発議案を印刷して、各議員に配布しなければならない。

3 管理者の提出する議案についても、[前項](#)の規定を準用する。

(平14議会規則1・一部改正)

## (議案の撤回等)

第8条 議題となつた議案及び動議を撤回し、または訂正しようとするときは、提案者の請求に基き、議会の承認を要する。

## (開議の宣告)

第9条 開議は、議長がその席について宣告する。散会、延会、中止又は休憩についても同様とする。

(平23議会規則1・一部改正)

## (延会)

第10条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に満たないとき、または会議中に定足数を欠くにいたつたときは、延会することができる。

## (退場禁止等)

第11条 議長は、会議中定足数を欠くおそれがあると認めたときは、議場に現在する議員の退場を禁止し、または、議場外の議員に出席を要求することができる。

## (議題外議事)

第12条 議題のほか議事中に起つた事件は議長がこれを決し、または議会にはかつてこれを決する。

## (議事日程)

第13条 議長は、開議の日時、会議に対する事件及び、順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布しなければならない。

2 議事日程に定めた日に、その記載事件の議事を開くことができなかつたとき、またはその議事が終らなかつたときは、議長は改めてその日程を定めなければならない。

(議事日程の変更)

第14条 議長は、必要があると認めたときは、会議にはかつて議事日程の順序を変更し、または追加することができる。

2 議員から日程の順序の変更または、追加の動議が提出されたときは、討論を行なわないで会議にはかり、これを定めなければならない。

(動議)

第15条 動議は、他に別段の規定がある場合のほか、1人以上の賛成者がなければ、これを議題とすることはできない。

(発言の許可)

第16条 会議で発言しようとする者は挙手して「議長」及び議席番号を告げて議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上から同時に発言の求めがあつたときは、議長は挙手の先順位者と認めるものから許可する。

(発言)

第17条 発言は演壇でしなければならない。ただし、簡単な事項または、議長の許可を得た場合は自席ですることができる。

2 発言は簡明を旨とし、議題外にわたってはならない。

(質疑)

第18条 質疑は、同一の議題について1人で3回をこえることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。

(討論)

第19条 質疑が終つたとき、または動議が議題となつたときは、討論に入る。

2 討論は、同一の議題について1人で2回におよぶことはできない。

(発言時間の制限)

第20条 議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に必要があると認めたときは、その時間を制限することができる。ただし、出席議員2人以上の異議があつた場合は、会議にはかつて決めなければならない。

(一般質問)

第21条 議案以外の一般組合事務に関して質問しようとする議員は、会議の前日までにその要旨を議長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

(議長の議員としての発言)

第22条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき、発言が終つた後議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決を終るまでは、議長席に復することはできない。

(質疑、討論の終結)

第23条 議長は、なお発言者がある場合でも、論旨がつきたと認めたときは、質疑または討論の終結を宣告することができる。

2 質疑または討論終結の動議を議題とするには、2人以上の賛成者を要する。

3 [前項](#)の動議については、議長は討論を行なわないで会議にはかつて決めなければならない。

(議案修正の動議)

第24条 議案修正の動議を議題とするには、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者を要し、その他のものについては1人以上の発議者を要する。

2 [前項](#)の動議は、発議者が連署してあらかじめ議長に提出しなければならない。

(平14議会規則1・一部改正)

(採決)

第25条 議長は、採決しようとするときは、その議題を宣告しなければならない。

2 議長が表決に付する議題を宣告した後は、何人もその議題について発言することはできない。

(表決)

第26条 採決宣告の際、議場にいる議員は、表決に加わらなければならない。

2 表決には、条件をつけることができない。

(平23議会規則1・一部改正)

第27条 表決の方法は挙手による。ただし、議長が必要と認めたとき、または議員から要求があったときは、会議にはかり、記名投票、または無記名投票によることができる。

(投票)

第28条 [前条](#)の規定による投票用紙の様式は、議長がこれを定める。

2 投票による場合、議題を可とする議員は、「賛成」議題を否とする議員は「反対」の旨を投票用紙に記載しなければならない。

(採決結果の宣告)

第29条 議長は、採決の結果を宣告しなければならない。

2 議長は、議題について異議の有無を会議にはかり、異議がないと認めたときは、ただちに可決の旨を宣告することができる。

(選挙)

第30条 議会において、行なう選挙の投票用紙の様式は、議長がこれを定める。

(立合人)

第31条 投票により選挙を行なう場合においては、議長は議員中から2人の立合人を指名して、投票の点検に立合わせなければならない。

2 投票の効力は、議長が立合人の意見を聞いて決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議会に報告するとともに、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期中関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(秘密会)

第34条 秘密会を開くときは、議長は、傍聴人及び、議長の指定する以外の者を議場の外に退去させるものとする。

(会議録)

第35条 会議録に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 出席議員の氏名及び説明のため出席した者の職氏名
- (2) 開会、開議、延会、休憩、議事の中止、散会及び閉会の年月日時刻
- (3) 議事日程及び諸般の報告
- (4) 議事の顛末
- (5) [前各号](#)のほか、議長または、議会において必要と認めた事項

2 [前項](#)の規定にかかわらず、秘密会の議事及び議長が取消しさせた発言は会議録に記載しない。

(署名議員)

第36条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議の始めにおいて指名する。

(異議の決定)

第37条 会議録に記載した事項について、異議があるときは、議長がこれを決する。

(請願)

第38条 請願書には提出年月日、請願者の住所、氏名を記載し、捺印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名しなければならない。

(請願の採否)

第39条 議長は、請願書を受理したときは、議会にはかつて採否を決定しなければならない。

(請願の送付等)

第40条 議長は、採択された請願で、管理者に送付すべきものと認めたものは、直ちにこれを送付し、同時にその処理の顛末について報告を要求しておかななければならない。

2 請願の結果については、その理由を付し、紹介議員を経て請願者に通知しなければならない。

(陳情書の取扱)

第40条の2 陳情書の内容が請願に、適合するものは、請願書と同様に処理するものとする。

(昭37議会規則1・一部改正)

(議員の欠席)

第41条 議員は、議会に出席できないときは、あらかじめその理由を議長に申し出なければならない。

(議員の辞職)

第42条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 議長は辞表を議会にはかり、討論を行わないでその許否を決めなければならない。

3 議長は、閉会中において、議員の辞職を許可したときは、直ちにその旨を各議員及び、管理者に通知しなければならない。

(品位の尊重)

第43条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(平14議会規則1・一部改正)

(議長の秩序保持権)

第44条 すべて規律に関する問題は、議長が決める。ただし、議長は討論を行わないで議会に諮って決めることができる。

(平14議会規則1・一部改正)

(懲罰)

第45条 議員に懲罰事犯があるときは、議長は議会にはかつて懲罰に付することができる。

(協議又は調整を行うための場)

第46条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を、[別表](#)のとおり設ける。

2 [前項](#)に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決によりこれを決定する。

3 [前項](#)の規定により協議等の場を設けるときは、協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(平23議会規則1・追加)

(議員の派遣)

第47条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 [前項](#)の規定により、議員の派遣を決定するにあたっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平14議会規則2・追加、平23議会規則1・旧第46条繰下・一部改正)

第48条 [この規則](#)の疑義及び、[この規則](#)に規定していない会議に関する必要な事項は、議長がこれを決する。ただし異議があるときは、会議にはかつて決定しなければならない。

(平14議会規則2・旧第46条繰下、平23議会規則1・旧第47条繰下)

付 則

[この規則](#)は、公布の日から施行する。

付 則(昭和37年1月5日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年10月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

付 則(平成14年2月22日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年6月28日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年2月2日議会規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第46条関係)

名称	目的	構成員	招集権者

全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する一般的な事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長
-------	--------------------------------------	-----	----